

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、
医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施して
おります。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品
名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした
一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行す
ること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足し
た場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供し
やすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載
することです。そうすることで供給不足のお薬であっても
有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお
薬が提供しやすくなります。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

令和6年6月1日
社会医療法人あいざと会
藍里病院 院長